

(下線は変更箇所)

現 行 定 款 規 定	変 更 案
(株券の発行)	
第7条 <u>本公司は、株式に係る株券を発行する。</u>	〈削 除〉
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元未満株式について行使することができる権利)	(単元未満株式について行使することができる権利)
第9条 本公司の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第8条 本公司の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) 第11条に定める請求をする権利	(4) 第9条に定める請求をする権利
(単元未満株券の不発行)	
第10条 <u>本公司は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株券取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</u>	〈削 除〉
第11条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
第12条	第10条
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第13条 本公司は、株主名簿管理人を置く。	第11条 本公司は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3 <u>本公司の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置き並びにその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本公司においては取り扱わない。</u>	3 <u>本公司の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置き並びにその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本公司においては取り扱わない。</u>
第14条 (条文等省略)	第12条 (現行どおり)
第52条	第50条
(新 設)	附 則
(新 設)	1. <u>本公司の株券喪失登録簿の作成及び備置き並びにその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本公司においては取り扱わない。</u>
	2. <u>本附則は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u>